（実践研修の指導者の要件）

第五十一条　法第四十六条第三項第三号の文部科学省令で定める資格及び経験は、次の各号のいずれかとする。

一　日本語教育に関する学科を専攻し、又は日本語教育に関する科目の研究により学士、修士又は博士の学位（学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学の前期課程を修了した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位並びに外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。以下同じ。）を授与され、かつ、日本語教育に関する研究業績を有すること。

二　日本語教育に関する学科を専攻し、又は日本語教育に関する科目の研究により学士、修士又は博士の学位を授与され、かつ、大学その他の教育機関において登録日本語教員又は法第十七条第一項の登録を受けることを希望する者を対象とした研修又は授業の業務に一年以上従事した経験を有すること。

三　登録日本語教員の登録を受け、かつ、大学その他の教育機関において登録日本語教員又は法第十七条第一項の登録を受けることを希望する者を対象とした研修又は授業の業務に一年以上従事した経験を有すること。

四　登録日本語教員の登録を受け、かつ、認定日本語教育機関において三年以上日本語教育課程を担当した経験を有すること。

（登録実践研修機関登録簿の記載事項）

第五十二条　法第四十六条第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三　研修事務を行う主たる事務所の名称及び所在地

四　研修事務を開始する年月日

2　法第四十六条第六項の文部科学省令で定める事項は、法人である登録実践研修機関の代表者の氏名とする。

（変更の届出）

第五十三条　法第四十七条第一項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（役員の選任等の届出）

第五十四条　法第四十八条の規定による役員の選任及び解任の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によって行わなければならない。

一　選任した役員の氏名及び経歴又は解任した役員の氏名

二　選任又は解任の理由

（研修事務規程の認可の申請）

第五十五条　登録実践研修機関は、法第四十九条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に研修事務規程を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2　登録実践研修機関は、法第四十九条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（研修事務規程の記載事項）

第五十六条　法第四十九条第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　研修事務を行う時間及び休日に関する事項

二　研修事務の実施体制に関する事項

三　研修事務を行う事務所に関する事項

四　教壇実習機関に関する事項

五　実践研修の日程及び公示方法に関する事項

六　実践研修の受講の申請に関する事項

七　実践研修の修了の要件に関する事項

八　修了証書の交付及び再交付に関する事項

九　手数料の収納及び返還の方法に関する事項

十　研修事務に係る経費の維持方法に関する事項

十一　研修事務の評価に関する事項

十二　研修事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

十三　法第五十二条第一項に規定する財務諸表等の作成、事務所への備置き及び同条第二項の規定による閲覧等に関する事項（同項に規定する費用を含む。）

十四　研修事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

十五　不正な受講者の処分に関する事項

十六　その他研修事務の実施に関し必要な事項

（登録実践研修機関の報告）

第五十七条　登録実践研修機関は、毎年六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　実践研修を担当する指導者その他の職員の構成

二　施設及び設備

三　実践研修の実施内容

四　収支に関する事項

五　受講者の進路選択の支援その他の支援に関する事項

（事業報告書の作成）

第五十八条　登録実践研修機関は、法第五十二条第一項の事業報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　毎事業年度の実践研修の受講者の数

二　毎事業年度の実践研修の修了者の数及び修了時の成績

三　その他当該登録実践研修機関が必要と認める事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第五十九条　法第五十二条第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第五十二条第二項第四号の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録実践研修機関が定めるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　登録実践研修機関（ロにおいて「送信者」という。）の使用に係る電子計算機と電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者（以下この号及び次項において「受信者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。